

令和7年11月28日 招 集

令和7年第5回本市議会定例会追加議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

1	議第72号	村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例 について……………	3
2	議第73号	村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい て……………	5
3	議第74号	村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例について……………	12
4	議第75号	令和7年度村山市一般会計補正予算（第8号）……………	別冊
5	議第76号	令和7年度村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊

以上別紙のとおり

令和7年12月16日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

議第72号

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例 について

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (案)

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例(昭和32年村山市条例第23号)の一部
を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の170」を「100分の
172.5」に改める。

第4条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の170」を「100分の
172.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

18 令和7年12月に支給する期末手当に関する第2条第3項及び第4条第3項の規定の適
用については、第2条第3項及び第4条第3項中「100分の170」とあるのは、「100分の
175」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定並
びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の村山市特別職に属する者の給与等に関する条例(以下「新
条例」という。)附則第18項の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(期末手当の内払)

3 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の村山市特別職に
属する者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の

規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

議会の議員及び市長等の期末手当の支給割合を改定するためこれを提案する。

議第73号

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

（村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 村山市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年村山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とを加える。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員等の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円	円
短時間勤務職	1	197,400	245,600	281,200	315,300	338,500	373,300
員以外の職員	2	198,500	247,100	282,200	316,800	340,300	375,100
等	3	199,800	248,700	283,200	318,300	342,200	376,700

4	200,900	250,200	284,200	319,700	343,900	378,300
5	202,000	251,700	285,200	321,100	345,600	379,900
6	203,800	253,200	286,200	322,200	347,300	381,800
7	205,400	254,700	287,200	323,200	349,100	383,300
8	207,000	256,100	288,200	324,400	350,700	384,900
9	208,600	257,600	289,200	325,600	352,300	386,200
10	210,400	258,800	290,200	327,200	354,000	387,800
11	212,000	260,100	291,200	328,900	355,800	389,500
12	213,600	261,500	292,300	330,500	357,400	391,000
13	215,300	262,700	293,300	332,000	358,900	392,900
14	217,000	263,900	294,600	333,600	360,500	394,800
15	218,700	265,100	295,900	335,200	362,200	396,800
16	220,500	266,300	297,200	336,800	363,700	398,600
17	221,800	267,400	298,400	338,300	365,100	400,200
18	223,400	268,600	299,700	340,000	366,800	402,000
19	225,000	269,700	300,900	341,700	368,500	403,700
20	226,500	270,800	302,200	343,300	370,100	405,300
21	228,200	271,700	303,200	344,700	371,300	407,100
22	229,800	272,700	304,400	346,400	372,800	408,500
23	231,500	273,700	305,600	348,200	374,300	409,900
24	233,200	274,700	306,900	349,800	375,900	411,300
25	234,900	275,800	308,300	351,000	377,600	412,700
26	236,700	276,700	309,300	352,900	379,400	413,900
27	238,200	277,600	310,300	354,700	381,000	415,100
28	239,800	278,500	311,300	356,300	382,800	416,200
29	241,100	279,300	312,400	357,800	384,200	417,300
30	242,200	280,100	313,600	359,400	385,500	418,500
31	243,400	280,900	314,800	361,100	386,800	419,700
32	244,500	281,600	316,000	362,700	388,200	420,800
33	245,600	282,300	317,100	364,400	389,300	421,500

34	246,700	283,100	318,400	366,300	390,200	422,200
35	247,800	283,900	319,700	368,100	391,200	422,900
36	248,900	284,600	321,100	369,900	392,200	423,600
37	250,100	285,300	322,300	371,400	393,000	424,200
38	251,100	286,100	323,600	372,800	394,000	424,800
39	252,000	286,800	324,900	374,300	394,900	425,300
40	252,800	287,500	326,200	375,700	395,700	425,700
41	253,600	288,200	327,600	377,200	396,500	426,100
42	254,300	288,900	328,900	378,000	397,300	426,300
43	254,900	289,600	330,200	379,100	398,100	426,600
44	255,600	290,300	331,300	380,100	398,800	426,900
45	256,300	291,000	332,200	381,000	399,500	427,200
46	256,900	291,700	333,500	382,100	400,200	427,500
47	257,500	292,400	334,800	383,000	400,900	427,800
48	258,100	293,000	336,100	384,000	401,700	428,100
49	258,600	293,700	337,300	384,900	402,200	428,400
50	259,200	294,300	338,600	385,600	402,800	428,700
51	259,800	295,000	339,800	386,300	403,400	428,900
52	260,300	295,700	341,000	386,900	404,100	429,200
53	260,700	296,300	342,300	387,300	404,500	429,400
54	261,100	296,900	343,400	387,900	405,100	429,700
55	261,500	297,500	344,500	388,600	405,700	430,000
56	261,800	298,200	345,600	389,300	406,300	430,300
57	262,100	298,800	346,300	389,600	406,700	430,500
58	262,400	299,400	347,200	390,300	407,300	430,800
59	262,700	300,000	348,000	391,000	407,900	431,100
60	263,000	300,700	348,800	391,600	408,400	431,300
61	263,300	301,300	349,600	391,900	408,800	431,500
62	263,600	302,000	350,000	392,400	409,400	431,800
63	263,900	302,500	350,500	393,100	409,900	432,100

64	264,200	303,000	351,300	393,700	410,400	432,300
65	264,500	303,500	352,100	394,000	410,700	432,500
66	264,800	304,100	352,800	394,600	411,100	432,800
67	265,100	304,600	353,500	395,300	411,500	433,100
68	265,400	305,200	354,100	395,900	411,900	433,300
69	265,700	305,600	354,600	396,300	412,200	433,500
70	266,000	306,100	355,200	396,800	412,500	433,800
71	266,300	306,600	355,700	397,400	412,800	434,100
72	266,600	307,200	356,300	397,900	413,000	434,300
73	266,900	307,700	356,600	398,400	413,200	434,500
74	267,200	308,200	357,100	399,000	413,500	
75	267,500	308,500	357,400	399,500	413,800	
76	267,800	308,900	357,800	399,800	414,000	
77	268,200	309,000	358,200	400,200	414,200	
78	268,500	309,300	358,700	400,700	414,500	
79	268,800	309,500	359,200	401,100	414,800	
80	269,100	309,800	359,700	401,500	415,000	
81	269,400	310,000	360,000	401,900	415,200	
82	269,700	310,200	360,400	402,400	415,500	
83	270,000	310,500	360,900	402,800	415,800	
84	270,300	310,700	361,300	403,200	416,000	
85	270,600	311,000	361,600	403,500	416,200	
86	270,900	311,200	362,000			
87	271,200	311,500	362,400			
88	271,500	311,800	362,800			
89	271,800	312,100	363,000			
90	272,100	312,400	363,400			
91	272,400	312,700	363,800			
92	272,700	313,100	364,200			
93	273,000	313,200	364,300			

94	313,400	364,800
95	313,800	365,200
96	314,200	365,500
97	314,400	365,800
98	314,700	366,200
99	315,000	366,600
100	315,400	367,000
101	315,600	367,500
102	315,900	367,900
103	316,200	368,300
104	316,500	368,700
105	316,700	369,200
106	317,000	369,600
107	317,300	369,900
108	317,600	370,200
109	317,800	370,700
110	318,100	
111	318,600	
112	318,900	
113	319,000	
114	319,300	
115	319,600	
116	320,000	
117	320,200	
118	320,400	
119	320,700	
120	321,000	
121	321,300	
122	321,500	
123	321,800	

	124		322,100				
	125		322,400				
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		203,800	231,800	274,300	295,200	311,100	337,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員等に適用する。ただし、第23条に規定する者を除く。

第2条 村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

別表第1中

「

86	270,900	311,200	362,000				
87	271,200	311,500	362,400				
88	271,500	311,800	362,800				
89	271,800	312,100	363,000				
90	272,100	312,400	363,400				を
91	272,400	312,700	363,800				
92	272,700	313,100	364,200				
93	273,000	313,200	364,300				

」

「

86	270,900	311,200	362,000	403,900	416,500	に
87	271,200	311,500	362,400	404,300	416,800	
88	271,500	311,800	362,800	404,600	417,000	
89	271,800	312,100	363,000	404,900	417,200	
90	272,100	312,400	363,400	405,300	417,500	
91	272,400	312,700	363,800	405,600	417,800	
92	272,700	313,100	364,200	405,900	418,000	
93	273,000	313,200	364,300	406,200	418,200	

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の村山市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の村山市一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

山形県人事委員会の勧告を踏まえ、一般職の職員及び再任用職員に係る期末・勤勉手当の支給割合及び給料表を改定するためこれを提案する。

議第74号

村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年村山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

一般業務に従事する者	9,400	195,500	1,350
資格免許を要する業務及び高度の知識 経験を必要とする業務に従事する者	12,100	254,600	1,650

を

」

「

一般業務に従事する者	9,800	202,500	1,450
資格免許を要する業務及び高度の知識 経験を必要とする業務に従事する者	12,600	263,700	1,750

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

提案理由

山形県人事委員会の勧告による一般職の職員及び再任用職員に係る給料表の改定等を踏まえ、会計年度任用職員の報酬の限度額を改定するためこれを提案する。